

農林水産省指令 24消安第2144号

異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格の確認等の原案作成委員会

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号。以下「規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、原案作成機関として、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格（昭和55年2月25日農林水産省告示第208号）の確認、改正又は廃止の原案の作成を実施されたい。

原案の作成は、規則第3条第2項の規定に基づき、日本農林規格の制定等に関する計画（平成24年度）に従って、科学的知見に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第2項及び第3項の規定に適合するよう実施されたい。なお、その際、当該原案について客観的・合理的な根拠を明らかにする必要があることに留意されたい。また、原案を作成したときは、規則第3条第3項の規定に基づき、速やかに、当該原案並びにその会議の議事の経過の要領、その結果及び当該会議に提出された資料を提出されたい。ただし、確認又は廃止の場合には、確認又は廃止をしようとする異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格を原案とみなす。

平成24年8月6日

農林水産大臣 郡 司

章

